

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	高崎市高齢者医療費助成条例による高齢者の医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高崎市は、高崎市高齢者医療費助成条例による高齢者の医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高崎市長

公表日

令和4年11月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	高崎市高齢者医療費助成条例による高齢者の医療費の助成に関する事務
②事務の概要	<p>高崎市高齢者医療費助成条例に基づき、68歳及び69歳の者（70歳に達する日の属する月の末日までの間にある者を含む。）及び経過措置者の医療に係る自己負担金の助成に関する以下の事務を行っている。</p> <p>【事務概要】 申請者（助成対象者）から提出される高齢者医療費受給資格者申請書、高齢者医療費受給資格変更届、高齢者医療費助成申請書及び住民異動等に基づく、高齢者医療費受給資格登録、変更、喪失、更新、助成金の交付及び資格認定が明らかである場合の申請を省略した資格更新並びに受給資格者証の交付に関する業務。</p> <p>【事務処理】</p> <ol style="list-style-type: none"> 助成対象者の資格管理 <ul style="list-style-type: none"> 申請者（助成対象者）から提出される高齢者医療費受給資格者申請書、高齢者医療費受給資格変更届及び住民異動等に基づき、高齢者医療費受給資格登録、変更、更新処理を行う。 申請者（助成対象者）の属する世帯の市町村民税の課税状況等を確認し、資格認定を行う。 認定結果として受給資格者証の交付又は資格非該当決定通知書による通知を行う。 再交付申請書に基づき、受給資格者証の再交付を行う。 毎年8月1日時点の助成対象者の属する世帯の市町村民税の課税状況を確認し、非課税世帯であることの再確認を行った上で、受給資格者証の年度更新処理及び必要に応じて受給資格者証の交付を行う。 所得更正等に基づき、非課税世帯で新たに助成対象者となる者への申請案内通知の発送及び課税世帯になったものへの非該当通知の発送を行う。 医療費の助成 <ul style="list-style-type: none"> 助成金交付申請書等に基づき、助成金の交付を行う。 助成対象者の受給資格の変更等により返還金等が発生した場合は、返還金請求等を行う。 その他 <p>財務会計処理及び各種統計・集計に係る事務を行う。</p> <p>◎高崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号及び特定個人情報の利用並びに特定個人情報の提供に関する条例（平成27年高崎市条例第50号。以下「番号利用条例」という。）第2条に基づき、特定個人情報を以下の（1）～（4）の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 受給資格の登録の申請の審査に関する事務 受給資格の変更の届出に関する事務 受給資格の更新の申請の審査に関する事務 受給資格の申請によらない更新に関する事務 <p>上記【事務処理】のうち、1. ①②⑤⑥の処理において特定個人情報を使用する。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 医療助成システム 団体内統合宛名システム 共通基盤システム（府内連携システム） 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

医療助成情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項 番号利用条例第2条第1項 别表第1の第2の項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 提供なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第9号、番号利用条例第2条第2項 別表第1の第2の項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署 市民部保険年金課

②所属長の役職名 保険年金課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 高崎市市民部市民生活課行政情報担当
〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1 電話027-321-1230

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 高崎市市民部保険年金課医療給付担当
〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1 電話027-321-1237

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	--------------------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IVリスク対策	なし	新規追加	事後	様式変更に伴う項目追加
令和3年8月20日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第8号、番号利用条例第2条第2項 別表第1の第2の項	番号法第19条第9号、番号利用条例第2条第2項 別表第1の第2の項	事前	番号法の改正による番号法第19条の号ズレ修正 施行日：令和3年9月1日
令和3年9月27日	I 1③システムの名称	1. 医療助成システム 2. 統合宛名システム 3. 共通基盤システム（庁内連携システム） 4. 中間サーバー	1. 医療助成システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 共通基盤システム（庁内連携システム） 4. 中間サーバー	事後	評価の再実施による修正
令和3年9月27日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第9号、番号利用条例第2条第2項 別表第1の第2の項	(情報提供の根拠) 提供なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第9号、番号利用条例第2条第2項 別表第1の第2の項	事後	評価の再実施による修正
令和3年9月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満 平成30年4月1日時点	1,000人以上1万人未満 令和3年4月1日時点	事後	評価の再実施による基準日修正 評価対象者数の減少による区分修正
令和3年9月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価の再実施による基準日修正
令和4年10月6日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	評価の再実施による修正
令和4年10月6日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	評価の再実施による修正